

皇族費の各宮家別内訳（令和8年度）

（単位：千円）

区 分	独立の生計を 営む親王及び 親王妃	独立の生計を 営む親王の妃	独立の生計を 営む女王 （成年）	独立の生計を 営まない親王 及び内親王 （成年）	独立の生計を 営まない 王及び女王 （成年）	計
	定 額 (法第6条第3項 第1号、第2号 但書)	定額×1/2 (法第6条第3項 第2号)	定額×1/2× 7/10 (法第6条第3項 第3号、第5号)	定額×3/10 (法第6条第3項 第4号但書)	定額×3/10× 7/10 (法第6条第3項 第5号)	
お一方当 たり年額	30,500	15,250	10,675	9,150	6,405	
秋篠宮家	91,500 ※	15,250	—	(お2方) 18,300	—	125,050
常陸宮家	30,500	15,250	—	—	—	45,750
三笠宮 寛仁親王妃家	30,500	—	—	—	—	30,500
三笠宮家	—	—	10,675	—	6,405	17,080
高円宮家	30,500	—	—	—	6,405	36,905
合 計	183,000	30,500	10,675	18,300	12,810	255,285

※秋篠宮皇嗣殿下の皇族費について
30,500千円×3 = 91,500千円